ロ　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者でないこと。

ハ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

（定義については、当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdfを参照）

ニ　当機構が発注した以下の業務の受注者及びその者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに以下の業務の委託先事業者でないこと。

業務名：令和６年度情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官等業務

受注者：PwCコンサルティング合同会社

ホ　令和７・８年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

⑵　技術力に関する要件

イ　当該業務に関し、仕様書に記述する要求要件をすべて満たしていること。

ロ　本入札公告日において、ＳＡＰジャパン株式会社又はその親会社であるＳＡＰ　ＳＥのパートナー（カテゴリー：チャネルパートナー（PE Sell）かつサービスパートナー（PE Service））であること。

⑶　守秘性に関する要件

イ　ＩＳＯ／ＩＥＣ27001：2022若しくはＪＩＳ　Ｑ　27001：2023に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度の認証を受けていること、又はプライバシーマーク使用許諾を受けていること。

ロ　機構と個人情報等の保護に関する特約を締結できること。

ハ　業務の実施により、直接又は間接に知り得た内容について、第三者へ漏洩しない体制となっていること。なお、当該業務完了後においても同様とする。

⑷　業務執行体制に関する要件

イ　本業務の契約開始時から直ちに本業務を円滑に行える体制を確立できること。

ロ　緊急時及び障害発生時等に対応するため、機構との連絡が確保できる体制を維持できること。

５　手続等

⑴　担当支社等　〒231―8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１　独立行政法人都市再生機構　総務部情報システム再構築課　電話045―650―0362

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

令和７年12月３日から令和７年12月17日までの間において、交付希望者には個別に電子データにて送付する。交付を希望する場合は、「会社名・会社住所・担当部署・担当者名・担当者の電話番号」を記載した上で、下記の宛先にメールで依頼をすること。

〒231―8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１　横浜アイランドタワー　独立行政法人都市再生機構本社　総務部情報システム　山口　文啓　電話045―650―0362

メール：f-yamaguchi@ur-net.go.jp

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和７年12月17日17時00分まで　⑴記載の担当支社等に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）すること。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑶　当機構本社における令和７・８年度独立行政法人都市再生機構　物品購入等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査において認定を受けていない場合も、参加意思確認書を提出することができる。

⑷　詳細は説明書による。

７　Summary

⑴　Subject matter of service : Technical support for the ERP software, 1 set

⑵　Time-limit to express interests : 17 : 00 17 December 2025

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Information System Team, General Affairs Department, Head Office, Urban Renaissance Agency, 6―50―1 Honcho, Naka-ku, Yokohama City, Kanagawa pref. 231―8315, Japan TEL 045―650―0362

企業年金基金変更公告

田辺三菱製薬企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．変更後の基金の名称　田辺ファーマ企業年金基金

２．変更前の基金の名称　田辺三菱製薬企業年金基金

３．変更年月日　令和７年12月１日

令和７年12月３日

大阪市中央区道修町３丁目２番10号

田辺ファーマ企業年金基金

理事長　得能　朝成